

保護者の皆様へ

令和2年5月22日

潮来市新型コロナウイルス感染症対策本部長

潮来市長 原 浩道

新型コロナウイルス感染症に係る登園自粛要請の解除について

日頃から、潮来市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

認定こども園等については、感染症拡大防止のため、令和2年4月17日(金)から令和2年5月31日(日)の期間について、登園を控え、できる限りご家庭での保育にご協力をお願いしているところです。

国における緊急事態宣言措置の解除及び茨城県における独自基準に基づく対策レベルの緩和を踏まえ、令和2年6月1日(月)から、登園自粛要請を解除いたします。

なお、依然として感染拡大への注意が必要な状況が続いており、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、保護者の皆様におかれましては、手洗い等による一般的な感染症対策や健康管理を心がけていただくとともに、認定こども園等の登園に当たっては、登園前にお子さまの体温を計測し発熱等が認められる場合や、呼吸器症状が見られる場合には登園を控えていただくなど、引き続き、感染症拡大防止に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

【登園自粛要請期間】

令和2年4月17日(金)から令和2年5月31日(日)

※令和2年6月1日(月)から、登園自粛要請は解除いたします。

【利用者負担(保育料)の取扱いについて】

上記の登園自粛要請期間において認定こども園等を欠席した際の保育料については、利用日数に応じ日割り計算いたします。

今後も、感染状況が悪化した場合など、再度の登園自粛要請や臨時休園等を行う場合があります。

保護者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

<問い合わせ>

〒311-2423 潮来市辻626番地

潮来市役所 市民福祉部 子育て支援課

0299-63-1111

(内線386・388)